

## 「大阪府財政運営基本条例」に基づく公表

### 1 損失補償・債務保証の点検

大阪府財政運営基本条例第 10 条及び第 10 条第 3 項に基づき、損失補償・債務保証を行うものについて点検した。

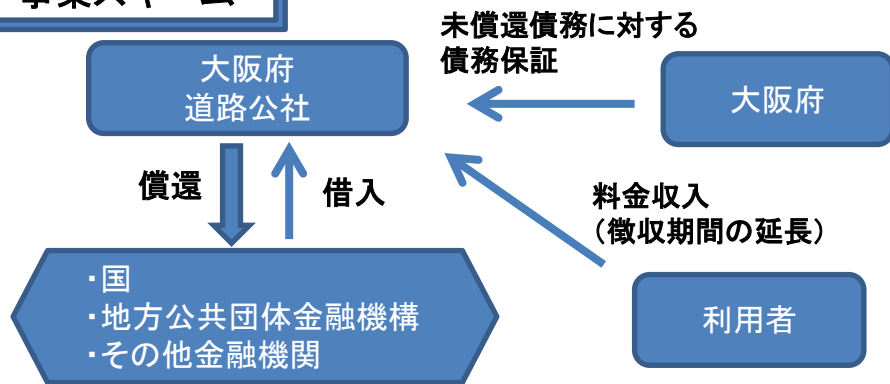
(損失補償等の原則禁止)

第 10 条 府は、府以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該府以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。

※債務保証も同様の規定（第 10 条第 3 項）

※既往の損失補償・債務保証についても点検・公表（附則第 4 項）

### 事業スキーム



#### ○スキームの概要

道路公社が行う有料道路事業は、金融機関等から道路建設等に必要  
な資金を借り入れ、供用後の道路から徴収した通行料金を償還に充てる  
制度。

#### ○千里丘寝屋川橋（鳥飼仁和寺大橋）有料道路の未償還債務の見込み

現行の料金徴収期間満了時（H29年2月）：約64億円

延長後の料金徴収期間満了時（H39年2月）：約55億円

※現時点の見通しでは、約55億円については損失補填引当金の充当  
等により、府から道路公社に対して新たな支出はない。

#### ○債務保証（債務負担行為）の内容

料金徴収期間満了時の未償還債務に対し、設立団体である府が債務  
保証を行う。

### 債務保証に係る点検内容

債務を保証する  
必要性

千里丘寝屋川橋有料道路の未償還債務を圧縮するため、料金徴収期間を10年延長するには、国の許可が必要。  
許可の条件として、設立団体である府の債務保証が必要。

債務保証に係る  
事業の採算性

千里丘寝屋川橋有料道路の収支やそれを踏  
まえた経営改善計画等を確認。  
単年度黒字は見込めることから、料金徴収期  
間を延長することで、未償還債務の圧縮が可  
能。

保証する債務の  
範囲

千里丘寝屋川橋有料道路の料金徴収期間満  
了時（H39年2月）の未償還債務（5,466,600  
千円を限度）

保証限度額の  
妥当性

現時点では、損失補填引当金の充当等によ  
り、府から道路公社に対して新たな支出はな  
い見通しであり、道路公社の収支改善（府の  
財政負担軽減）を図る観点から、妥当な範囲  
としている。

その他の  
担保の有無

無

債務を負担する  
場合に財政運営  
に与える影響

設定額 54億6660万円

### 法人の財務状況

（平成27年度）

#### ◆貸借対照表

（単位：百万円）

資産合計	286,122	負債合計	185,176
流動資産	1,523	流動負債	3,157
固定資産	284,599	固定負債	182,019
		正味資産合計	100,946

#### ◆収支の状況

（単位：百万円）

償還準備金繰入額	5,009
財務活動収支差	▲ 5,538
当期収支差	▲ 550